

特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山梨県甲府市丸の内2丁目14番13号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民参画型の共生社会をめざして、「耕そう・まこう・育てよう」の理念のもとに、県民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア・NPO活動の啓発、普及、支援等を行い、新しい公共をめざす協働の県民ボランティア運動を推進し、ノーマライゼーションの実践による豊かな社会の創造と向上に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動の推進に関する事業
 - ア 啓発と普及
 - イ 養成と訓練
 - ウ 連絡と調整
 - エ 調査と研究
 - オ 相談と支援
- (2) 山梨県ボランティア・NPOセンターの運営に関する事業
- (3) その他、前2号の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同し、継続的にこの法人の組織と運営に関わるため入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、この法人の事業活動を支援するため入会した個人
- (3) 団体会員
この法人の目的に賛同し、この法人の事業活動を支援するとともに、協働・協創のパートナーシップにより県民ボランティア運動の推進を図るため入会した団体
- (4) 企業会員
この法人の目的に賛同し、この法人の事業活動を支援するとともに、協働・協創のパートナーシップにより県民ボランティア運動の推進を図るために入会した企業

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
2 賛助会員及び団体会員は、会費の払込をもって会員となる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。
2 会員が納入した会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(退会及び資格の喪失)

第9条 正会員は、退会の届けを会長に提出して、任意に退会することができる。
2 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会及び資格を喪失したものとみなす。

- (1) 本人の死亡、又は正会員である団体が解散したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 法令及び定款に違反し、又はこの法人の名誉を著しく傷つけ、目的に反する行為をした場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において3分の2以上の議決に基づき退会とすることができる。

第3章 役員

(役員の数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。但し、会長が必要と認める場合には、総会の承認を得て学識経験者等を選任することができる。

- 2 理事及び監事は、兼任することができない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 4 常務理事は、理事の中から会長が指名する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(理事の職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、この法人の日常の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 前1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決にもとづいて解任することができる。

- (1) 本人の健康等の理由により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第16条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に決める。

第4章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(会議の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第26条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、会長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(理事会の議事)

第28条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

4 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及びその他の理事1名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金

(4) 財産から生じる収益

(5) 公費助成金及び委託費

(6) その他の収益

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第31条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経て定める。但し、経常的な経費にあっては、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

2 活動決算は、事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散及び合併)

第34条 この法人は、次に掲げる事由により解散及び合併する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠乏
 - (4) 破産手続き開始の決定
 - (5) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散及び合併するときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経て解散及び合併する。
- 3 第1項第2号の事由により解散及び合併するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散のときに有する残余財産は、類似する特定非営利活動法人に帰属する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 常務理事は、事務局長と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(閲覧)

第37条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(公告)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める下記役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条第1号及び第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人)	3,000円	(団体)	5,000円
(2) 賛助会員	(一口)	3,000円	(口数制)	
(3) 団体会員	(一口)	5,000円	(口数制)	
(4) 企業会員	(一口)	10,000円	(口数制)	
- 6 平成15年4月1日一部を改め同日から施行する。
- 7 平成17年8月30日一部を改め同日から施行する。
- 8 平成18年2月16日一部を改め同日から施行する。
- 9 平成25年7月26日一部を改め同日から施行する。
- 10 平成26年11月26日一部を改め同日から施行する。
- 11 平成28年5月16日一部を改め同日から施行する。
- 12 平成30年5月30日一部を改め同日から施行する。

設立当初役員名簿

1	理	事	高野孫左エ門 小川勝彦 數野勝之助 岡島澤英二 大志村正文 曾根謙吾 神戸義久 竹古屋利直 飯窪さかえ 山田照子 山田一功 大和田浩二 岡尚志	甲府市中央4丁目5番31号 東山梨郡春日居町熊野堂195番地3 甲府市塩部4丁目5番12号 甲府市愛宕町105番地 甲府市大里町3049番地の50 中巨摩郡若草町下今井834番地1 甲府市富竹2丁目5番2号 甲府市住吉1丁目16番23号 南巨摩郡増穂町最勝寺1347番地 甲府市宝1丁目4番5号 中巨摩郡敷島町下菅口65番地 中巨摩郡八田村徳永1775番地の2 北巨摩郡双葉町宇津谷1008番地 中巨摩郡甲西町荊沢852番地4 甲府市千塚5丁目15番45号
2	監	事	長田明義 保坂本武 梅本実	中巨摩郡敷島町島上条1179番地1 中巨摩郡竜王町篠原743番地 甲府市丸の内2丁目28番6号